**●　継承希望者登録要件**

1. 現在、自ら農業経営を行っていない者であること。

(自らの名義で農地を借りるなどして経営を行っていない者及び農業法人の役員でな

い者であること)

1. 経営継承の研修開始時点で原則**50**歳未満である者。
2. 法人でないこと。
3. 原則、夫婦(結婚予定者含む)又は二人以上(ﾊﾟｰﾄﾅｰは親族65歳未満)で就農を目指

すこと。

1. 経営移譲を希望する農業経営を継承し、地域の担い手になる強い意欲を有している

こと。

1. 移譲希望者の親族（３親等以内）でないこと。
2. 経営継承に関する調査に協力すること。

**●　継承希望者登録手続き**

1. 継承希望者は、家族と十分話し合い同意を得ること。

　　　　　　　　↓

1. 継承希望者は、(公財)北海道農業公社担当者に登録方法について電話等で確認。

　　　　　　　　↓

1. (公財)北海道農業公社担当者と面談を実施(面談月日、場所等は事前に調整)

担当者と面談後、登録申込書を(公財)北海道農業公社に提出。

　　　　　　　　↓

1. (公財)北海道農業公社は申込書受理後、登録内容を審査し登録。

(登録期間1年間で再登録も可)